

緑茶素材と健康茶の市場動向

編集部

緑茶の持つ機能性は、抗酸化作用をはじめ虫歯予防、抗菌、消臭、抗肥満、血中コレステロール上昇抑制など様々な機能が解明されてきている。そのため緑茶の健康価値はイメージだけでなくエビデンスの確かな素材として受け入れられている。茶は飲用だけでなく食品素材として利用する場合も多く、既に定番フレーバーとなっている抹茶は加工食品での利用をさらに増やしつつあり、ほうじ茶や玄米茶フレーバーも広がりを見せつつある。飲料では素材のブレンドでの利用が多くなっているのも特徴。本稿では、緑茶と緑茶素材、健康茶と健康茶素材についての各サプライヤーの動きなどを紹介していく。

原料緑茶の動向

●国内の荒茶生産量

農林水産省が昨年3月に公表した統計「平成23年産茶生産量(主産県)」(調査期日:平成23年12月1日)をみると、主産県^(※1)の平成23年の荒茶生産量は、前年産に比べて900トン(1%)減少の82,100トンとなった。減少の理由は、摘採面積の減少による生葉収穫量の減少によるとみられている^(※2)。荒茶生産量は、ここ数年をみると平成20年の93,500トンをピークに微減を続けている。

また、平成24年産の主産県(静岡県、鹿児島県、三重県、埼玉県、京都府、奈良県の6府県)の一番茶生産量をみると、摘採面積は対前年比1%減少しているものの、荒茶生産量は31,500トンで、前年産比3,700トン(13

%)の増加となっている。摘採面積は減少したが、天候に恵まれ生育が概ね良好であったため生葉収穫量が増えたことによると推測されている。

●緑茶輸入量・輸出量

緑茶の輸入量^(※3)は、平成23年で5,393トン。うち中国からの輸入量が4,745トンと9割近くを占めている。中国のほかは、台湾、ベトナム、ブラジル、ケニア、オーストラリアなどからの輸入がある。緑茶の輸入は平成16年の17万トンをピークに減少傾向に転じており、24年は10月までの数字が4,639トンとなっていることから、今までと変わった大きな動きは見られないと思われる。平成16年ごろは緑茶飲料向けに輸入量が急増したが、その後、国産志向の高まりなどの影響を受けて激減した。

輸出量は平成23年で約2,400トンと数量こそまだ多くないものの着実な伸びを見せており、米国、カナダ、シンガポール、台湾などに輸出されている。農水省の輸出戦略の主要品目にも指定されており、野菜茶業研究所では海外輸出向けに香りの良い茶の製造法「萎凋香緑茶(いちょうかりよくちゃ)」も開発しており、今後も積極的な取組が展開される。

●安全性

2011年の福島第一原子力発電所の事故による放射能問題で、茶葉から放射性セシウムが検出されニュースとなつた。それ以降、茶葉のモニタリングが続けられている。お茶のセシウム基準値は10Bq/kg。静岡県による県産茶の検査結果の報告によると、平成24年度産のお茶について県内19産地の茶を検査したところ、一番茶及び二番茶のいずれも検出限界未満であり、秋冬番

茶についても基準値を下回る値で安全性を確認したと発表している。

一方、昨年12月には中国産のウーロン茶から残留基準値を超える農薬(フイブロニル)が検出され、大規模な製品回収が行われた。通常飲用では健康被害の恐れがないレベルであったが、残留農薬の問題を今一度考えさせられるケースとなった。

お茶の差別化が進行

緑茶は、従来は製造方法の違いで特徴付けされていたが、最近は産地のブランド化による特徴づけが進められている。静岡茶や宇治茶をはじめ、埼玉県の狭山茶、福岡の八女茶、愛知県の西尾抹茶、鹿児島県の知覧茶など各地域で積極的な紹介が行われている。

また緑茶だけでなく、高知県の碁石茶、徳島県の阿波番茶、富山県のバタバタ茶(朝日黒茶)など地域特有の珍しいお茶製品も紹介されてきている。これらはプーアル茶のような後発酵茶で、碁石茶は強制発酵を2回して塊状にしたお茶、阿波番茶は茶葉を乳酸発酵させたもの、バタバタ茶の材料となる朝日黒茶は酸味が少なく飲みやすい味のもの。

品種面でのバラエティ化も進んでいく。やぶきた種が大半を占めているのに変わりはないが、最近の嗜好の多様化や新品種のブランド化を目的として、多様な品種の栽培も進んできている。平成22年に行われた「静岡県茶業生産流通実態調査」の茶園の品種構成をみると、「やぶきた」が全体の93.4%と断トツではあるが、「さやまかおり」「かなやみどり」「おおいわせ」「おくみどり」「べにふうき」「おくひかり」「さえみど

※1)主産県とは全国の荒茶生産量の概ね80%を占めるまでの上位県に加え、畑作物共済事業等を実施する府県で、茨城県、埼玉県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の16府県が入る。

※2)主産県のうち、原子力災害対策特別措置法に基づく茶の出荷制限が行われた調査対象県においては、出荷自粛・制限の措置がとられる以前に荒茶製造を目的として摘採した生葉については摘採面積及び生葉収穫量に計上しているが、当該生葉から製造され出荷自粛・制限により廃棄された荒茶は荒茶生産量に含んでいない。また、出荷制限が行われていない県については、食品衛生法上の暫定規制値を上回る放射性物質が検出され回収・廃棄が行われた荒茶は荒茶生産量に含んでいない。

※3)ここでは、財務省の通関統計の項目にある「緑茶(発酵していないもので、正味重量が3kg以下)の直接包装したもの」と、「その他の緑茶(発酵していないもの)のうちの“その他のもの”」を合わせた数字(「くず(飲用に適するものを除く)」は除いてある)。